

通所型サービス			
1	サービス種別	ミニデイ型通所サービス	
2	サービスの内容	閉じこもり・認知機能低下予防	
		サービスの提供時間	5時間程度(送迎別)
		サービスの支援内容	①厚生労働省介護予防マニュアル改訂版に準ずる閉じこもり予防・認知機能低下予防プログラム ②会食サービスあり ③入浴サービスなし
3	目的	閉じこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある方に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す 外出の機会をつくり、屋外、社会における役割を持ち生活全般を活性化させる。また、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送る事ができるよう支援する	
4	対象者	碧南市内に居住する要支援認定者又は基本チェックリスト該当者(以下「事業対象者」という。)で介護支援専門員のケアマネジメントにより、通所サービスに継続的に参加することで生活機能の維持・向上が見込まれると判断されたもの	
5	対象者の状態像	閉じこもりがち、軽度認知症のある方等で継続的にアクティビティ等に参加することで状態が維持できると見込まれるケース	
6	開始時期	平成29年4月1日から	
7	事業の実施方法	事業者指定	
8	サービス提供者	指定事業者。なお、サービス提供は碧南市内とする。	
9	単価等	Ⅰ 事業対象者・要支援1・要支援2 週1回利用 817単位／月 Ⅱ 事業対象者・要支援1・要支援2 週2回利用 1634単位／月 ※1単位 10.27円	
10	加算／減算	送迎加算 47単位(片道)	
11	事業者への支払い方法	国保連合会経由で審査・支払【サービスコード：後で示す】	
12	市の負担方法	月ごとの包括払い(国保連合会から事業所へ支払い) 市は負担金として国保連合会に支払う	
13	利用者負担額(利用料)	1割負担(一定以上所得の利用者は2割負担)	
14	ケアマネジメント	ケアマネジメントA	
15	計画期間	3ヶ月／6ヶ月	
16	個別サービス計画	作成	
17	人員基準	管理者	専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
		生活相談員	専従1以上 資格要件は、現行基準の生活相談員他、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険施設又は通所系のサービスに従事した経験があり、生活相談を受けることができる者
		従事者	15人以下の場合は専従1以上 15人を超える場合は利用者1人に専従0.2以上
18	設備基準	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な備品、設備	
19	運営基準	・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明、同意 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止、休止の届出と便宜の提供 ※下線は法令上必ず遵守すべき事項	
20	限度額管理の有無・方法	週2回までの利用とする	
21	給付管理	要支援者 介護度による予防給付の支給限度額	
		事業対象者 予防給付の要支援1の限度額	